

鹿屋市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の任用に関する規則（平成18年鹿屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第1条及び第16条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、条件付採用の期間における職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務成績が良好でないと認められる場合において、正式採用になるための職務遂行の能力の実証が十分でないと認められるときは、条件付採用の期間を当該期間の開始後1年を経過する日まで延長することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。